

平成16年年金制度改正について(平成15年12月時点の合意内容と今後検討すべき事項)

政府・与党協議会(平成15年12月17日)で合意した改正内容

- 【給付と負担の見直しを行うに当たっての基本的課題】
- 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ(平成21年度までに実施)
 - ・16年度:年金課税の見直しによる増収分を充当
 - ・17年度及び18年度:いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しにより、安定した財源を確保し、適切な水準に引上げ
 - ・19年度を目途:年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、消費税を含む抜本的税制改革を実現した上で、21年度までに完全に引上げ
 - 厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除(厚生年金保険料は16年10月から毎年0.354%引上げ)
- 【有限均衡方式の導入】
- 財政均衡期間を100年程度とし最終年度(2100年)の積立金を給付費の1年分に抑制
- 【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】
- 厚生年金の最終的な保険料水準:当面18.35%を上限
 - 法案提出までに、70歳以上で給与を受けている者への在職老齢年金制度の適用などについて検討し、上限を一層抑制すべく最大限努力
 - ※国民年金の最終保険料水準については、法案提出までに検討
 - 社会全体の保険料負担能力の伸びに見合うよう年金改定率(スライド率)を調整することで、年金の給付水準を調整(ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持)

・新規裁定者 1人あたり賃金伸び率 - スライド調整率 ・既裁定者 物価上昇率 - スライド調整率 [スライド調整率 公的年金被保険者数の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%) → 2025年度までは平均年0.9%程度]

 - 給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして給付水準は、50%以上を確保

厚生年金の最終保険料率を18.35%に固定した場合 → 基準ケースで、2022年以降モデル年金の所得代替率 50.1%

今後、改正法案提出までに更に検討すべき事項

- 在職老齢年金制度の見直し等(高齢者の就業と年金)
 - <15年11月の厚生労働省案>
 - ・60歳前半の在職老齢年金制度の見直し(一律2割の支給停止措置の廃止)。
 - ・70歳以降も在職中は被保険者とし、保険料を負担。在職老齢年金制度を適用し、賃金と年金の合計額が高い場合は支給停止。
 - ・65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度を導入し、引退と年金受給年齢を選択できるようにする。(支給停止の効果は継続)
 - ・さらに支給開始年齢を引き上げることは、今回改正では行わない。
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大
 - <15年11月の厚生労働省案>
 - ・週所定労働時間20時間以上の者を基本的に適用。適用に当たっては、産業・企業に与える影響等を踏まえて、経過措置など配慮。
 - ・標準報酬の下限を引き下げて適用。被扶養配偶者の給付は行わない。
- 次世代育成支援の拡充
 - <15年11月の厚生労働省案>
 - ・子が3歳に達するまでの間、育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充、勤務時間短縮等により標準報酬が低下した時の年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬額を適用)
- 女性と年金
 - <15年11月の厚生労働省案>
 - ・第3号被保険者期間についての年金分割制度の導入
 - ・離婚時の厚生年金の分割(保険料納付記録の分割)
 - ・遺族年金の見直し(自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族年金として支給、子のいない若齢遺族配偶者への給付の有り化)
- 障害年金の改善
 - <15年11月の厚生労働省案>
 - ・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする(障害を有しながら就労したことを年金制度上評価する仕組みとする)

- 国民年金保険料の徴収対策の強化(所得水準に応じた多段階免除制度の導入等)
- 年金制度の理解を深めるための取組(年金個人情報の定期的な通知、点数化して表示)
- 第3号被保険者の特例届出の実施(過去の未届期間の救済)
- 年金積立金運用に関し、新たな独立した第三者機関の設置
- 企業年金の安定化と充実(免除保険料率の凍結解除、基金解散時の特例、確定拠出年金拠出限度額引上げ等)
- 福祉施設の見直し(閣議決定等を踏まえた福祉施設の見直し)